

水産業等事業継続支援金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水産業等事業継続支援金（以下「支援金」という。）の給付について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 事業活動継続に不可欠な冷凍・冷蔵施設を保有していることにより、エネルギー価格、特に電気料金高騰の影響を受けている漁業協同組合や地方卸売市場、水産加工業、製氷・冷凍冷蔵業を営む事業者に対し支援金を給付することにより、事業の継続及び経営の安定化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 水産加工業

水産加工業とは、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）（定義）第10条第1項に定められている、水産動植物を原料又は材料として、食料、飼料、肥料、糊料、油脂又は皮を生産する事業

(2) 製氷業

販売用氷を製造する事業

(3) 冷凍冷蔵業

倉庫業法（昭和31年法律第121号）第3条により登録を受けた倉庫業のうち、冷凍冷蔵倉庫を営む事業

(4) 冷凍冷蔵施設

人が出入庫して作業することが可能な施設

(給付対象者及び給付要件)

第4条 この要綱により、支援金の給付を受けることができる事業者は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 漁業協同組合又は地方卸売市場

水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条に定められている漁業協同組合又は卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条に定められている地方卸売市場のうち、市内に本所・本社を有していること。

(2) 水産加工業

ア 加工事業活動継続に不可欠な冷凍冷蔵施設を保有していること。

イ 市内に本社を有していること。

(3) 製氷・冷凍冷蔵業

- ア 事業活動継続に不可欠な冷凍冷蔵施設を保有していること。
- イ 市内に本社を有していること。
- ウ 製氷業者においては、主に水産関連業者へ販売していること。
冷蔵冷凍業者においては、水産物の取扱数量が50%以上あること。

(支援金の額)

第6条 支援金の給付額は事業者単位とし、別表に定めるとおりとする。

(申請方法)

第7条 支援金の支給を受けようとするものは、令和8年8月5日までに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める関係書類を添付して申請するものとする。

(1) 漁業協同組合又は地方卸売市場

- ア 水産業等事業継続支援金申請書兼請求書(様式第1号)
- イ 水産業等事業継続支援金 調査票

(2) 水産加工業又は製氷・冷凍冷蔵業

- ア 前号ア、イ
- イ 支援金振込先の通帳の写し
- ウ 営業許可証の写し

(水産製品製造業、水産加工品製造業、魚介類販売業、そうざい製造業、
魚ねり製品製造業、冷凍食品製造業、氷雪製造業、食品の冷凍又は冷蔵営業)

- エ 北海道冷凍事業協会に加盟している企業は「製氷冷凍工場・設備能力調査票」の写し、無い場合は保有する冷凍・冷蔵施設の写真(施設全体の写真)

- 2 市長は、前項の申請があった場合、必要に応じて追加で市税の完納証明書等書類の提出を求めることができる。
- 3 申請者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、釧路市暴力団排除条例(平成24年釧路市条例第33号)第2条第1号及び第2号に規定する暴力団及び暴力団員もしくは同条第3号に規定する暴力団関係事業者は、第1条の給付申請を行うことができない。

(給付又は不給付の決定)

第8条 市長は、前条第1項の申請があった場合には、その内容を審査し、給付の決定をしたときは、水産業等事業継続支援金給付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知し、速やかに支援金を給付するものとする。

- 2 市長は、前項の審査により不給付を決定したときは、水産業等事業継続支援金不給付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(給付決定の取消し及び支援金の返還)

第9条 偽りその他不正な手段によって、支援金の給付を受けた場合は、給付決定を取り消すものとする。

- 2 前項により給付決定を取り消したときは、水産業等事業継続支援金給付決定取り消し通知書(様式第4号)により通知し、水産業等事業継続支援金給付額返還命令通知書(様式第5号)によりその返還を命じるものとする。

(給付決定の変更について)

第10条 第7条第1項により給付の決定をした内容に変更があった場合には、その内容を審査し、給付の変更を決定したときは、水産業等事業継続支援金給付決定変更通知書(様式第6号)により申請者に通知する。

- 2 前項により新たに給付する必要が生じた場合は、速やかに給付するものとする。
- 3 第1項により給付済みの支援金に返還が生じた場合は、期限を定めてその返還を請求するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月30日から施行する。

別表

対象	区分	給付額
漁業協同組合又は 地方卸売市場	—	200万円
水産加工業又は 製氷・冷凍冷蔵業	保有する冷凍・冷蔵施設の総収容積 が5,000 m ³ 以上	100万円
	保有する冷凍・冷蔵施設の総収容積 が100 m ³ 以上5,000 m ³ 未満	50万円
	保有する冷凍・冷蔵施設の総収容積 が100 m ³ 未満	20万円